

唐津市告示第62号

唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

唐津市長 峰 達 郎

唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症になった介護保険被保険者が、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、オレンジカフェを自主的に運営する取組を支援するために予算の範囲内において唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてオレンジカフェとは、認知症の人及びその家族、地域住民等が気軽に集い、医療・介護の専門職や認知症サポーターステップアップ研修修了者を交え、相談、相互交流、情報交換等ができる活動の拠点をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる全てに該当する団体とする。

- (1) 市民団体（構成員の中に認知症サポーターステップアップ研修修了者がいるものに限る。）又は社会福祉法人、医療法人、NPO法人その他市内に所在する法人格を有する団体であって、認知症に関する活動実績があり、かつ、継続的な活動を行うことが見込まれる事業所（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体等でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条に定める暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。

(5) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体等でないこと。

(6) 国、県及び市から同一の目的で補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象事業等）

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすオレンジカフェを運営する事業とする。

(1) オレンジカフェを市内に設置し、複数の参加者が共に集えるスペースを確保すること。

(2) カフェ形式に机等を配置し、認知症の人及びその家族が安心して参加できる雰囲気であること。

(3) 原則として月1回以上開設し、1回当たりの開設時間は2時間以上とすること。

(4) 開設日は、日にち及び曜日を固定するなど工夫し、周知すること。

(5) 認知症サポーター養成講座を開催すること。

(6) オレンジカフェに従事する者（以下「従業者」という。）のうち、認知症の人及びその家族からの相談に対応できる人員（医療・介護の専門職で、認知症に関する専門的知識及び相談支援等の経験を有する者又は認知症サポーターステップアップ研修修了者）を1名以上配置すること。

(7) 市の認知症施策や事業の企画、調整等を行う認知症地域支援推進員と連携を図り、円滑に本事業を実施すること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接必要な経費であって、別表に掲げる経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

(1) 補助対象団体の運営に係る経費

(2) 補助対象団体の構成員に対する人件費及び謝礼

(3) 補助対象団体の構成員による会合の飲食費

- (4) 補助対象経費以外の経費と識別することが困難な経費
- (5) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする経費
(補助金の補助率及び限度額)

第6条 補助金の補助率は、補助対象経費の10分の10以内とする。

2 補助金の限度額は、1万円に事業実施月数を乗じて得た額とし、その額が10万円を超えるときは10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 申請団体の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかにその内容を唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更、休止又は廃止の承認の申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の変更、休止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金変更（中止・廃止）申請書（第3号様式）に第7条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金変更通知書（第4号

様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の実施)

第10条 補助事業者は、補助対象事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 従事者は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。従事者でなくなった後においても、同様とする。
- (2) 事故の防止及び安全な運営に努めるとともに、オレンジカフェに係る事故の責任は補助事業者が負うこと。
- (3) 飲食を提供する場合は、利用者の使用する設備、食器等について、常に衛生上必要な措置を講じなければならない。
- (4) オレンジカフェの周知を行うとともに、利用者の拡大に努めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(実績の報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、30日以内に唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。補助金の交付決定に係る市の会計年度が終了したときも同様とする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金確定通知書(第6号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第13条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業完了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

補助対象経費	
講師等への謝礼	外部から招く講師等への謝礼金
会議等の経費	資料等の印刷製本費
備品の購入費	補助対象事業の実施に必要な備品の購入費 (1品5万円を上限とする。)
消耗品・材料等の購入費	補助対象事業の実施に必要な消耗品、材料等の購入費
借上げ等の費用	会場借上料、車両・機器等の賃借料
役務費	切手・はがき等の郵便料、各種保険料等